

# 官房学—ゼッケンドルフ『ドイツ君主国』を中心として—

日本大学 川 又 祐

- 1 はじめに
- 2 『ドイツ君主国』
- 3 官房学の展開
- 4 おわりに

## 1 はじめに

16世紀から19世紀初頭にかけてドイツおよびオーストリーを支配した官房学(カメラリズム)の代表者の1人にV.L.v.ゼッケンドルフ(1626-1692)がいる。彼の主著は『ドイツ君主国』(1656年、第3版1665年)と『キリスト教徒国』(1685年)である。今回の報告では『ドイツ君主国』と、彼以後の官房学の展開を論じていきたい。

官房学の解釈を概観すると、2つの大きな方向性があることに気づく。①W.ロッシャーによる解釈と、②A.スモールによる解釈である。ロッシャーはカメラリストを国民経済学の枠組みの中で解釈し、スモールは、これを政治学の理論・実践として解釈する。官房学が統一的な概念として解釈できるのかどうかについてこれまで数多くの議論がなされてきた。そして最近では、K.トライブが官房学を18世紀における大学の教科・課目として解釈することを主張している。官房学の定義が確定されていないことに起因して、カメラリストの範囲も明確化されていないのが現状である。オッセ、ベゾルト、オプレヒト、クロックなど、解釈の力点をどこに置くかによって、カメラリストへの包含の当否が分かれてしまうカメラリストもいる。しかし、カメラリストの代表者と形容され、カメラリストからはずされることのない人物がいる。その人物こそゼッケンドルフである。

## 2 『ドイツ君主国』

### ① 『ドイツ君主国』 扉絵

ゼッケンドルフの生きた時代は、ドイツ三十年戦争の戦間と戦後の時代であった。彼が『ドイツ君主国』においてその課題としたのは、三十年戦争後、帝国分裂という事態に遭遇した帝国君侯(ザクセン・ゴータのエルンスト敬虔公)の要望に応じて、統治のひな型を提示することであった。神聖ローマ帝国内に数百もの大中小領邦がひしめき合う状況で、小規模の領邦にとって領邦の維持、そしてまた領邦主権の確立・強化は喫緊の問題であった。ゼッケンドルフは、ゴータを専ら念頭におきながら、一方では帝国権力との関係、他方では領邦諸身分(領邦議会)との関係をいかに構築すべきかについて、そして、小領邦がどのようにして独立して存続していくべきかの道を明らかにしようとしたのである。そうした意図は『ドイツ君主国』の扉絵に如実に示されている(Roeck, 338-339)。

『ドイツ君主国』の初版の扉絵では、天空から光が降り注ぎ、地上が照らされている。雲間に神聖ローマ帝国の象徴である双頭の鷲が両翼を広げて、下界を睥睨している。下界(ゼッケンドルフが描こうとする領邦)では鷲の下に4人の女性が台座を取り巻く形で集っている。左側の女性は、剣(権力の象徴)、左から2番目の女性は[帝国からの距離を測定するための]物差し、右側の女性は聖書、右から2番目の女性は蛇(叡智の象徴)が巻きついた棒をそれぞれ手にしている。彼女たちの後ろ側には領邦の風景(陸上に建物が立ち並び、海には帆船が行きかっている)、前側には盾が描かれている。左の盾には俗界(城壁で取り囲まれた都市)、右の盾には聖界(教会)が小さく描き込まれている。

ゼッケンドルフは、君主に対して自己の榮譽、栄光のために統治を行うのではなく、常に天上に位置する「神の榮譽」のために統治を行うよう求め、これを統治の最終・究極目標に掲げた(Seckendorff, I, p.62)。ゼッケンドルフによれば、君主は神の代理人である。従って、君主はキリスト教徒として恥じない統治をしなければならないのである。そこで君主であっても、神・キリスト教・聖書、さらには自然法などに反した行動をとることは許されない。

一方、領邦君主権は絶対ではない。領邦君主は、神聖ローマ帝国皇帝の封臣である以上、皇帝および帝国、帝国法に制限を受けることになる。また、領邦君主が親交を結んでいる他の君侯、隣接領邦君主に対しても、ある一定の契約や古い慣習が領邦君主を制約する。そして、領邦等族、臣民に対しても、領邦君主がその権力を恣意的に行使できるかということそうではない。「領邦内の臣民は奴隷ではない」(Seckendorff, I, 79)。領邦君主はドイツの一般的法、規則、旧来の慣習に制限される。そこで領邦君主には、臣民に対して、宗教の自由を認め、裁判に訴える制度を整え、課税からの自由を認めること、また領邦君主と、領邦等族・臣民との間で交わされた契約、決定を遵守すること、そして領邦議会の尊重が求められる。

統治の叡智を極めることによって、国内の産業が隆盛する。やがては他国との交易、さらには海を越えての交易が可能となり、海を持たない国であっても、繁栄への道が存在することをゼッケンドルフは主張してやまない。それが扉絵にこめられている。

## ②ゼッケンドルフの統治目標

領邦君主の究極目標は、「神の榮譽」である。様々な制限の下で統治する領邦君主は、「公共の利益と福祉の維持」、そして「正義の付与」という統治目標を実現しなければならない(Seckendorff, I, 58)。この目標を実現することができれば「神の榮譽」が得られるとしたのである。そこで、領邦君主は官庁組織の整備が求められる。ゼッケンドルフが重視したのは、3組織であった。俗界事項を担当するラートシュトゥーベ・文書庁、財政を担当する財務庁、聖界事項を担当する宗務庁である。

俗界統治の内容として、ゼッケンドルフは領邦君主の任務として4つを掲げて(第2部第

1章。Seckendorff, I, 56 ff.)、それを詳述する。(1)領邦君主の地位の維持(第2部第7章)、(2)法と条令の制定(第2部第8章)、(3)司法の管理(第2部第9章)、(4)強制手段の行使(第2部第10章)。とりわけ、(2)に関して、良き法および条令を制定することによって、狭義の公共の福祉(正義と、平和・安寧)、そしてそれに加えて広義の公共の福祉(人民およびその財産の維持・増大)の増進が実現される。人口増大を実現するためには、生業が確保されなければならない。ここから、人民の生活に対して、種々の経済政策・社会政策を通じた様々の規制が科されることになるのである。

すでにアウクスブルクの宗教和議(1555年)によって *cujus regio, ejus religio* 「支配者の宗教がその地の宗教」が原則化されていた。これは領邦が帝国から独立したのとあわせて、領邦教会がローマから独立したことを意味していた。ゼッケンドルフは、人口増大を図るためにも、正しい婚姻の維持が重要であると考え、領邦内の宗教を統括する領邦君主がこの面へ配慮することが必要であると主張した。そして、義務教育をも含む統一的な学校制度(初等学校、ラテン語学校、ギムナジウム、大学)を領邦君主は整備して、領邦が必要とする有能な人口の育成・増大を図ることを訴えたのである。

### ③ゼッケンドルフの経済・財政政策

領邦君主には上述したように、4つの任務が求められるが、それを遂行するための財源としてゼッケンドルフは次の2つの収入を掲げた。

#### (1)直轄権域からの収入

#### (2)特別の優先権あるいはレガリエンに由来する収入。

財務庁は、御料地や国王大権からの収入の管理をその任務とする。ゼッケンドルフはこれら2つを君主の経常的収入として分類している。つまり、そこでは租税収入や公債収入は臨時的収入と見なされ、あくまで例外的財源の位置づけが与えられるに過ぎない。

ゼッケンドルフは、臣民の「課税からの自由」を尊重し、領邦議会の課税同意権を重視した。君主による恣意的課税は排除されなければならないというのがゼッケンドルフの基本的立場である。まずは、経常的収入で必要な経費を賄わなければならない。財源を持続的に確保するためにも、「公共の福祉」実現を通して、等族・臣民の人口増加と富裕とを図ることが必要となるのである。しかしながら、緊急事態が発生し、経常的収入では賄えない状況に至った場合には、租税の支払いを等族に懇願することができる。等族はこれに反対することも可能であり、また、「等族や臣民の当該同意は彼らの自由を害しない、そして同意された額が将来、正規の負担、賦課金とはならない」という対証(*Revers-Briefe*)を得て(*Seckendorff, I, 494-95*)、等族は租税の支払いに同意することもできた。

ここで、ゼッケンドルフは君主と等族のどちらの側に立って課税権を論じているのか、という問題が生じる。君主の側を重視すれば、絶対主義を志向することへとつながり、課税同意権を有する領邦議会の側を重視すれば議会制(財政民主主義)を志向することになる。

ゼッケンドルフは、等族の側に配慮しつつも、究極的には君主の側に立っていたことは明らかである。それは、等族の課税同意権が及ばなかったアクチーゼ(消費税)をゼッケンドルフが擁護していることから理解される。

ゴータは、1644年にアクチーゼを導入した経験を有していた。これは、エルンスト敬虔公がその居城であるフリーデンシュタイン城の建設に関わる費用捻出を意図したものであった。公は城塞の補強工事に関してゴータに租税支払いを要請したが、これに市が同意しなかったため、穀物アクチーゼの導入を決定したものである。このアクチーゼは結局、期待したほどの収入が得られなかったものの、課税同意を得ることなく実施されたという意味でそれは大きな意味を持った(Klinger, 192-193)。

ゼッケンドルフは『ドイツ君主国』初版において、「租税があらゆる臣民によってその財布から支配者に直接支払われるというのではなくて、アルコール飲料税(Tranck-Steuer)、ウンゲルト(Ungerld)、ビールアクチーゼ、ワインアクチーゼ、あるいは十分の一税、肉税(Fleisch-Pfennige)、水車アクチーゼ等々と普通は呼ばれている酒類また肉、塩、穀物およびその他一般・普通の財貨に対する一定の小額[税]あるいは価値割当て[税]が課されるとする場合であっても、……一部の等族・個人には各地方の慣習・条令によってある一定の免除[権]が与えられており、従って算術的な支払いの平等ではなく、幾何的な、すなわち個人、その身分、職業、状態に応じた割合が勘案されることになる(Seckendorff, I, 497-98)」と述べ、課税の公平の観点から、アクチーゼに限らず、その問題点を指摘していた。しかし租税収入の比重はゴータにおいて増大しており、『ドイツ君主国』第3版においては、「アクチーゼの場合には確かに最も富む人が最も少なく提供すると考えられる。しかし実際には社会に何ら損害を与えないばかりか有益でもある。そこでは富者が貧者を扶養し、富者が自分たちへの財産評価[税]によって奪われ除かれる以上のものが彼らの出費・支払いによってもたらされる(Seckendorff, II, Add. §. 49. 229)」とし、直接税が課されなければ富者は、その資産を貧者の扶養・雇用に利用することができ、貧者の生業確保・増大につながると主張した。アクチーゼの逆進性を認めながらも、ゼッケンドルフは、直接税よりもアクチーゼ・間接税を採用することを提言したのである。旧来のギルド制の規制緩和も遂行し、労働の流動性を高めることも必要であると彼は主張する。ゼッケンドルフは、アクチーゼによって、(1)(2)に加えて、君主に新たな財源を提供しようとした。

### 3 官房学の展開

ゼッケンドルフは、諸制限はあるものの、領邦君主を領邦における最高の支配者であると主張した。最高の支配者である君主が行わなければならない事項、それを補佐すべき官庁組織、官吏の任務、歳入と歳出の関係、人材育成方法(学校教育)、殖産興業、などなどのひな型を提出することに成功したからこそ、「カメラリストの代表者」の呼称に相応しい地位を手に入れることができたのである。

ゼッケンドルフは最晩年の1692年、ブランデンブルク選挙公フリードリヒ3世(後のプロイセン国王フリードリヒ1世)からハレ大学の学長として招聘される。開学(1694年)を目にすることなくゼッケンドルフは亡くなってしまいが、彼によってそのひな型を与えられた官房学は、そのハレ大学そしてフランクフルト・a.d.O.大学において1727年に講座として開設されて、大学教科として展開していく。

ハレ大学で最初に官房学を担当したのはS.P.ガッサーであるが、彼はゼッケンドルフの『ドイツ君主国』を当初、教科書として採用した。ガッサーはその後、自ら『経済学・政治学・官房学入門』を執筆する。この序論においてガッサーは、フリードリヒ・ヴィルヘルム1世によってこの官房学が官吏養成の学としての位置づけがなされたことを記している。すなわち、ガッサーの官房学の講座を受講していることが官吏登用の条件とされたのである。官房学は、君主に対する献策に加えて、官吏養成の役割が付加された。

また、ゼッケンドルフのように、君主に顧問官、参議官として仕えていたカメラリストの中には、官房学が大学教科として採用されると、官房学を教授する大学教員としての身分を同時に手にする者が現われる。ツインケ、ダルイエス、プファイファー、ユスティ、ゾンネンフェルスなど、皆そうである。教授に就任するということは、その教授内容に応じて教科書が執筆されるということになる。(ゼッケンドルフが活躍した17世紀における当時の学術語は、ラテン語であった。ゼッケンドルフは『ドイツ君主国』をラテン語ではなく、ドイツ語で執筆することを序言であえて断っている。それは全ての人が本書を理解できるようにするための配慮であった。こうしたゼッケンドルフの試みをガッサーやディトマールも踏襲し、官房学教科書はドイツ語で執筆する慣行が定着していく。)

ガッサー教科書の表題は、『経済学・政治学・官房学入門』である。一方、ディトマールの教科書の表題は、『経済学・ポリツァイ学・官房学入門』となっている。また時代が下って、ゾンネンフェルスの教科書は、『ポリツァイ、商業、財政学の原理』と題されている。こうした表記は、官房学が広狭2つの意味を獲得していく経過をも表している。すなわち、本論の冒頭に示した広義の「16世紀から19世紀初頭にかけてドイツおよびオーストリーを支配した官房学」は、18世紀にその3分野に分化していく。君主の家産管理を対象とする(私)経済学、ポリツァイを対象とする政治・行政・ポリツァイ学、財政を対象とする狭義の官房学という3つに専門化されるのである。

ハレ大学とフランクフルト・a.O.に講座が開設された官房学は、他の大学も追随することになる。ユスティは、ゲッティンゲン大学で教鞭を取った(1755年)。ウィーン大学では、前出のゾンネンフェルスが官房学講座を担当することになる(1763年)。プロイセンの試みはドイツ・オーストリーの大学に徐々に広まっていく。

#### 4 おわりに

実学、官吏養成学の性格を色濃くする官房学は、ゼッケンドルフ以後、大学教科として

成長していく。しかしながら、眼をイギリスに転じると、ゼッケンドルフが活躍した同時代の17世紀には、あのジョン・ロック(1632-1704)がいた。ロックは社会契約説を駆使し、国民が抵抗権を有していると主張した。さらに18世紀になると、アダム・スミスが登場する。個人を研究分析の対象として、人間社会、経済社会を支配している普遍的秩序、法則を明らかにすることが試みられていく。絶対君主の擁護ははるか後方に退き、重商主義は否定されて、自由貿易による国富増進が効率的であるとされた。経済学、財政学の展開はイギリスとドイツは異なった方向に進むことになったのである。しかしながら、スミス経済学が大陸に伝えられることによって官房学は、次第に大学から消え去っていく。ラウが自身の教科書に『国民経済学原理』、『国民経済育成原理』(後に、『国民経済政策原理』と改称)、『財政学原理』という表題を掲げたことは、官房学が、近代的な経済学、経済政策、財政学へと質的転換を迫られたことを意味している。

#### 参考文献

- Dithmar, J. Ch. 1971. *Einleitung in die Oeconomische Policei= und Cameral=Wissenschaften*. Frankfurt an der Oder 1745. Glashütten im Taunung: Verlag Detlev Auvermann KG.(初版は1731年)
- Gasser, S. P. 1970. *Einleitung zu den Oeconomischen Politischen und Kameralwissenschaften*. Halle 1729. Glashütten im Taunung: Verlag Detlev Auvermann KG.
- Rau, K. H. *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre*. 1826.  
*Grundsätze der Volkswirtschaftspflege (Grundsätze der Volkswirtschaftspolitik)*. 1828.  
*Grundsätze der Finanzwissenschaft*. 1832, 1837.(いずれも Olms 社より復刊)
- Roeck, Bernd. 1983. Titelpuffer reichspublizistischer Werk der Barockzeit als historische Quelle. *Archiv für Kulturgeschichte*. 65 : 329-370.
- Roscher, Wilhelm. 1924. *Geschichte der Nationalökonomik in Deutschland*. München und Berlin : Verlag R. Oldenbourg.
- Seckendorff, Veit Ludwig von. 1976. *Teutscher Fürsten Stat*. 1665. Glashütten im Taunung: Verlag Detlev Auvermann KG.(初版は1656年)
- Small, A. 1909. *The Cameralist. The Pioneers of German Social Polity*. Chicago : The University of Chicago Press, London : T. Fisher Unwin.
- Sonnenfels, J. v. 1819-1822. *Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft*. 8. Auflage. Wien : Verlag von Heubner und Volke.(初版は1765-1776年)
- Tribe, K. 1995. *Strategies of Economic Order. German Economic Discourse, 1750-1950*. Cambridge : Cambridge University Press. 小林純、手塚真、栢田大智彦訳『経済秩序のストラテジー ——ドイツ経済思想史 1750-1950 ——』ミネルヴァ書房、1998年。